

日バス協技第293号
平成29年10月2日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一

一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント
評価の実施方針の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省大臣官房運輸安全管理官及び自動車局安全政策課長から別添「一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の実施方針の一部改正について」のとおり通知がありました。

主な改正内容は、従前の高速ツアーバスから高速乗合バスへ移行した事業者から運行委託を受けている貸切バス事業者又は保有車両数が50両以上の貸切バス事業者についてはこれまでどおり平成32年度までにマネジメント評価を実施することとするが、それ以外のすべての貸切バス事業者については平成33年度までにマネジメント評価を実施することとするというものです。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知徹底のほどお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・村山）
電話：03-3216-4015